

議会 2 月定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

議会 2 月 定例会 提出 議案

議案番号	議 件 名
1	専決処分について 専決処分第 3 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
2	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
3	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
4	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
5	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金条例の制定について
6	平成 2 1 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について
7	平成 2 1 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
8	平成 2 2 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
9	平成 2 2 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
1 0	新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第1号

専決処分について

下記事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成22年2月27日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

記

専決処分第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

専決処分第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

平成21年12月10日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

平成21年12月10日

条例第5号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の2の次に次の1条を加える。

（平成22年度以降における普通徴収の保険料賦課の特例規定の適用除外）

第3条の3 平成22年度以降当分の間、第21条及び第22条の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議案第 2 号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 27 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度及び平成23年度」に改める。

附則に次の3条を加える。

（平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例）

第11条 当分の間、平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条」とあるのは、「第15条若しくは第16条又は附則第12条若しくは附則第13条」とする。

（平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第12条 当分の間、平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号から第2号まで及び第4号の規定による減額がなされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

（平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第13条 当分の間、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第9条及び第10条の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 3 号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 27 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第3条第2項及び第6条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

(新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条各号中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議案第 4 号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 27 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号を次のように改める。

- (1) 広域連合が新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号。以下「条例」という。）附則第5条、第9条又は附則第12条の規定により読み替えて適用される条例第16条の規定により被扶養者であった被保険者に係る保険料を減額（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。）第10条第2項の規定により減額される額を除く。）するための財源に充てる場合

第6条第5号及び第6号を次のように改める。

- (5) 広域連合が条例第15条第1項第1号の2の規定により均等割額を減額（算定政令第10条第1項の規定により減額される額を除く。）又は条例第15条第2項及び附則第7条の規定により所得割額を減額するための財源に充てる場合
 - (6) 広域連合が条例附則第8条又は附則第10条及び第13条の規定により読み替えて適用される条例第15条第1項第1号の規定により均等割額を減額（算定政令第10条第1項の規定により減額される額を除く。）するための財源に充てる場合
- 附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金条例の制定について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 27 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金条例

(設置)

第1条 後期高齢者医療に係る財政の健全な運営を図るため、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置目的に従い使用する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について

平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）は、別紙のとおりとする。

平成22年2月27日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

議案第7号

平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) について

平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
は、別紙のとおりとする。

平成22年2月27日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

議案第8号

平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、別紙のとおりとする。

平成22年2月27日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

議案第9号

平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、別紙のとおりとする。

平成22年2月27日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

議案第 10 号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 22 年 3 月 30 日限りで新潟県市町村総合事務組合から川口町及び小千谷地域広域事務組合を脱退させることとするため、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、これに伴って新潟県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更するものとする。

平成 22 年 2 月 27 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「、川口町」及び「、小千谷地域広域事務組合」を削る。

別表第2の1の項中「、川口町」を削り、同表2の項及び3の項中「村上市」を「十日町市、村上市」に改め、「、川口町」を削り、同表4の項中「、川口町」を削り、同表5の項中「、川口町」を削り、「三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合」の次に「、新潟県中越福祉事務組合」を加え、同表6の項から12の項までの規定中「、川口町」を削り、同表13の項及び14の項中「、川口町」及び「、小千谷地域広域事務組合」を削り、同表15の項及び16の項中「、川口町」を削る。

附 則

この規約は、平成22年3月31日から施行する。ただし、別表第2の2の項及び3の項の改正規定中「村上市」を「十日町市、村上市」に改める部分並びに同表5の項の改正規定中「三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合」の次に「、新潟県中越福祉事務組合」を加える部分は、平成22年4月1日から施行する。

議会 2 月 定例会

予 算 書

予算に関する説明書

- 議案第 6 号別紙 平成 2 1 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 7 号別紙 平成 2 1 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 8 号別紙 平成 2 2 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 9 号別紙 平成 2 2 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成21年度

一般会計補正予算書（第2号）

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第6号別紙

平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 857, 331 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 376, 531 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年2月27日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,123,500	△187,000	936,500
	1 負担金	1,123,500	△187,000	936,500
2 国庫支出金		315,400	1,937,142	2,252,542
	1 国庫補助金	315,400	1,937,142	2,252,542
5 繰越金		28,606	107,189	135,795
	1 繰越金	28,606	107,189	135,795
補正されなかった款項にかかる額		51,694		51,694
歳入合計		1,519,200	1,857,331	3,376,531

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,517,328	1,857,331	3,374,659
	1 総務管理費	1,516,991	1,857,331	3,374,322
補正されなかった款項にかかる額		1,872		1,872
歳出合計		1,519,200	1,857,331	3,376,531

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	1,123,500	△187,000	936,500
2 国庫支出金	315,400	1,937,142	2,252,542
5 繰越金	28,606	107,189	135,795
補正されなかった款にかかる額	51,694		51,694
歳入合計	1,519,200	1,857,331	3,376,531

歳出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2総務費	1,517,328	1,857,331	3,374,659	1,937,142			△79,811
補正されなかった款にかかる額	1,872		1,872				
歳出合計	1,519,200	1,857,331	3,376,531	1,937,142	0	0	△79,811

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
1 分担金及び負担金	1,123,500	△187,000	936,500
1 負担金	1,123,500	△187,000	936,500
1 事務費負担金	1,123,500	△187,000	936,500
2 国庫支出金	315,400	1,937,142	2,252,542
1 国庫補助金	315,400	1,937,142	2,252,542
1 民生費国庫補助金	315,400	1,937,142	2,252,542
5 繰越金	28,606	107,189	135,795
1 繰越金	28,606	107,189	135,795
1 繰越金	28,606	107,189	135,795

節		説明
区分	金額	
1 市町村負担金	△187,000	共通経費負担金 △187,000
1 社会福祉費補助金	1,937,142	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 1,937,142
1 繰越金	107,189	前年度繰越金 107,189

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,517,328	1,857,331	3,374,659	1,937,142			△79,811
1 総務管理費	1,516,991	1,857,331	3,374,322	1,937,142			△79,811
1 一般管理費	1,516,991	1,857,331	3,374,322	1,937,142		(国) 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 1,937,142	△79,811

節		説明
区分	金額	
13 委託料	△36,811	001 一般管理費 △79,811 広報チラシ等作成業務委託料 △36,811
25 積立金	1,937,142	特別会計事務費繰出金 △43,000
28 繰出金	△43,000	004 臨時特例基金事業費 1,937,142 臨時特例基金積立金 1,937,142

平成21年度

後期高齢者医療特別会計

補正予算書（第2号）

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第7号別紙

平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,740,248千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251,400,662千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年2月27日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6線	入金	3,016,133	△43,000	2,973,133
	1一般会計繰入金	1,048,122	△43,000	1,005,122
7線	越金	6,895,085	2,783,248	9,678,333
	1線越金	6,895,085	2,783,248	9,678,333
補正されなかった款項にかかる額		238,749,196		238,749,196
歳入合計		248,660,414	2,740,248	251,400,662

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1線	総務費	1,056,900	2,727,000	3,783,900
	1総務管理費	1,056,900	2,727,000	3,783,900
6諸	支出金	6,289,514	13,248	6,302,762
	1償還金及び選付加算金	6,289,514	13,248	6,302,762
補正されなかった款項にかかる額		241,314,000		241,314,000
歳出合計		248,660,414	2,740,248	251,400,662

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	3,016,133	△43,000	2,973,133
7 繰越金	6,895,085	2,783,248	9,678,333
補正されなかった款にかかる額	238,749,196		238,749,196
歳入合計	248,660,414	2,740,248	251,400,662

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	1,056,900	2,727,000	3,783,900			△43,000	2,770,000
6 諸支出金	6,289,514	13,248	6,302,762				13,248
補正されなかった款にかかる額	241,314,000		241,314,000				
歳出合計	248,660,414	2,740,248	251,400,662	0	0	△43,000	2,783,248

款 項 目	補正前の額	補正額	計				
				6 繰入金	3,016,133	△43,000	2,973,133
				1 一般会計繰入金	1,048,122	△43,000	1,005,122
1 一般会計繰入金	1,048,122	△43,000	1,005,122				
7 繰越金	6,895,085	2,783,248	9,678,333				
1 繰越金	6,895,085	2,783,248	9,678,333				
1 繰越金	6,895,085	2,783,248	9,678,333				

節		説明
区分	金額	
1 事務費繰入金	△43,000	事務費繰入金 △43,000
1 繰越金	2,783,248	前年度繰越金 2,783,248

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	1,056,900	2,727,000	3,783,900			△43,000	2,770,000
1 総務管理費	1,056,900	2,727,000	3,783,900			△43,000	2,770,000
1 一般管理費	1,056,900	2,727,000	3,783,900	(他) 事務費繰入金		△43,000 △43,000	2,770,000

節		金額	説明
区分			
13 委託料		△31,000	004 電算システム経費 システム構築等業務委託料
18 備品購入費		△12,000	電算関係備品購入費
25 積立金		2,770,000	005 医療財政調整基金経費 医療財政調整基金積立金

6 諸支出金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 諸支出金	6,289,514	13,248	6,302,762				13,248
1 償還金及び還付加算金	6,289,514	13,248	6,302,762				13,248
1 保険料還付金	13,280	13,047	26,327				13,047
3 還付加算金	99	201	300				201

節		説明
区分	金額	
23 償還金利子及び割引料	13,047	001 保険料還付金 保険料還付金 13,047
23 償還金利子及び割引料	201	001 還付加算金 還付加算金 201

平成22年度

一般会計予算書

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第8号別紙

平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,183,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

平成22年2月27日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,158,900
	1 負担金	1,158,900
2 国庫支出金		4,650
	1 国庫補助金	4,650
3 財産収入		1,000
	1 財産運用収入	1,000
4 繰越金		18,271
	1 繰越金	18,271
5 諸収入		479
	1 預金利子	200
	2 雑入	279
歳入合計		1,183,300

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,500
	1 議会費	1,500
2 総務費		1,181,500
	1 総務管理費	1,181,259
	2 選挙費	99
	3 監査委員費	142
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		1,183,300

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	1,158,900	1,123,500	35,400
2 国庫支出金	4,650	400	4,250
3 財産収入	1,000	1,000	0
4 繰越金	18,271	28,606	△10,335
5 諸収入	479	544	△65
繰入金	0	50,150	△50,150
歳入合計	1,183,300	1,204,200	△20,900

歳出

(単位：千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	1,500	1,572	△72				1,500
2 総務費	1,181,500	1,202,328	△20,828	4,650		1,279	1,175,571
3 公債費	100	100	0				100
4 予備費	200	200	0				200
歳出合計	1,183,300	1,204,200	△20,900	4,650	0	1,279	1,177,371

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
項			
目			
1 分担金及び負担金	1,158,900	1,123,500	35,400
1 負担金	1,158,900	1,123,500	35,400
1 事務費負担金	1,158,900	1,123,500	35,400
2 国庫支出金	4,650	400	4,250
1 国庫補助金	4,650	400	4,250
1 民生費国庫補助金	4,650	400	4,250
3 財産収入	1,000	1,000	0
1 財産運用収入	1,000	1,000	0
1 利子及び配当金	1,000	1,000	0
4 繰越金	18,271	28,606	△10,335
1 繰越金	18,271	28,606	△10,335
1 繰越金	18,271	28,606	△10,335
5 諸収入	479	544	△65
1 預金利子	200	300	△100
1 預金利子	200	300	△100
2 雑入	279	244	35
1 雑入	279	244	35
繰入金	0	50,150	△50,150
基金繰入金	0	50,150	△50,150
臨時特例基金繰入金	0	50,150	△50,150

節		説明
区分	金額	
1 市 町 村 負 担 金	1,158,900	共通経費負担金 1,158,900
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	4,650	後期高齢者医療制度事業費補助金(医療費適正化事業分) 4,650
1 利 子 及 び 配 当 金	1,000	臨時特例基金運用利子収入 1,000
1 繰 越 金	18,271	前年度繰越金 18,271
1 預 金 利 子	200	預金利子 200
1 雑 入	279	職員宿舍利用者負担分 141 職員駐車場利用者負担分 138
		廃款

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	1,500	1,572	△72				1,500
1 議会費	1,500	1,572	△72				1,500
1 議会費	1,500	1,572	△72				1,500

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	660	001 議会運営費 1,500 議長報酬 30 副議長報酬 24 議員報酬 606
9 旅費	628	費用弁償 628
11 需用費	67	消耗品費 13
14 使用料及び賃借料	145	食糧費 54 会場借上料 115 自治会館駐車場使用料 30

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
				特 定 財 源			
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,181,500	1,202,328	△20,828	4,650		1,279	1,175,571
1 総務管理費	1,181,259	1,201,991	△20,732	4,650		1,279	1,175,330
1 一般管理費	1,181,259	1,201,991	△20,732	4,650		1,279	1,175,330
				(国) 後期高齢者医療制度事業費補助金(医療費適正化事業分) 4,650			
				(他) 臨時特例基金運用利子収入 1,000			
				(他) 職員宿舍利用者負担分 141			
				(他) 職員駐車場利用者負担分 138			

区 分	金 額	説 明
1 報酬	213	001 一般管理費 1,097,221
8 報償費	189	連合長報酬 60 副連合長報酬 48
9 旅費	624	情報公開・個人情報保護審査委員会報酬 105 費用弁償 65
11 需用費	2,859	普通旅費 520 消耗品費 2,547
12 役務費	2,549	燃料費 60 食糧費 30
13 委託料	41,061	印刷製本費 100 修繕料 50
14 使用料及び賃借料	14,427	通信運搬費 2,382 手数料 167
18 備品購入費	300	事務機器保守委託料 683 例規保守委託料 315
19 負担金、補助及び交付金	72,495	ホームページ管理委託料 63 広報チラシ等作成業務委託料 31,000
25 積立金	1,000	会場借上料 245 タクシー使用料 36
28 繰出金	1,045,542	レンタカー使用料 240 自治会館駐車場使用料 54 高速道路等使用料 411 駐車場使用料 3 事務室借上料 8,842 事務機器賃借料 2,858 事務所備品購入費 300 新潟県市町村総合事務組合負担金 160 各種研修会参加負担金 100 新潟県保険者協議会負担金 90 地方自治情報センター会費負担金 45 全国後期高齢者医療広域連合協議会分担金 100 特別会計事務費繰出金 1,045,542
		002 職員派遣関係経費 73,738 職員宿舍借上料 1,404 職員駐車場借上料 334 派遣職員人件費等負担金 72,000
		003 後期高齢者医療制度事業費 9,300 医療懇談会委員謝礼 189 普通旅費 39 消耗品費 72 広報チラシ等作成業務委託料 9,000
		004 臨時特例基金事業費 1,000 臨時特例基金積立金(利子分) 1,000

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 選挙費	99	99	0				99
1 選挙管理委員会費	99	99	0				99

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	87	001 選挙管理委員会費 委員報酬 87
9 旅費	12	費用弁償 12

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 監査委員費	142	238	△96				142
1 監査委員費	142	238	△96				142

節		金 額	説 明
区 分			
1 報酬	96	001 監査委員費 委員報酬	142 96
9 旅費	46	費用弁償	46

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 公債費	100	100	0				100
1 公債費	100	100	0				100
1 利子	100	100	0				100

節		区 分	金 額	説 明
23 償還金利子及び割引料			100	001 一時借入金利子 一時借入金利子
				100 100

4 予備費

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 予備費	200	200	0				200
1 予備費	200	200	0				200
1 予備費	200	200	0				200

節		説 明
区 分	金 額	
		001 予備費 200 予備費 200

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費							共済費	合計	備考	
		報酬	給料	期末 手当	地域 手当	寒冷地 手当	その他 手当	計				
本年度	長等	2	108						108		108	
	議員	30	660						660		660	
	その他 特別職	11	288						288		288	
	計	43	1,056						1,056		1,056	
前年度	長等	2	108						108		108	
	議員	31	691						691		691	
	その他 特別職	11	288						288		288	
	計	44	1,087						1,087		1,087	
比較	長等	0	0						0		0	
	議員	△ 1	△ 31						△ 31		△ 31	
	その他 特別職	0	0						0		0	
	計	△ 1	△ 31						△ 31		△ 31	

備考 長等とは連合長及び副連合長をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。

平成22年度

後期高齢者医療特別会計予算書

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第9号別紙

平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計予算

平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ233,308,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2 款保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成22年2月27日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市町村支出金		36,929,386
	1 市町村負担金	36,929,386
2 国庫支出金		77,025,415
	1 国庫負担金	55,639,216
	2 国庫補助金	21,386,199
3 県支出金		18,911,112
	1 県負担金	18,911,112
4 支払基金交付金		95,971,015
	1 支払基金交付金	95,971,015
5 特別高額医療費共同事業交付金		30,000
	1 特別高額医療費共同事業交付金	30,000
6 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
7 繰入金		4,242,382
	1 一般会計繰入金	1,045,542
	2 基金繰入金	3,196,840
8 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸収入		178,888
	1 預金利子	1,000
	2 延滞金、加算金及び過料	2
	3 雑収入	177,886
歳入合計		233,308,200

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,053,779
	1 総務管理費	1,053,779
2 保険給付費		231,699,208
	1 療養諸費	224,271,027
	2 高額療養諸費	6,515,381
	3 その他医療給付費	912,800
3 県財政安定化基金拠出金		94,095
	1 県財政安定化基金拠出金	94,095
4 特別高額医療費共同事業拠出金		30,250
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	30,250
5 保健事業費		408,868
	1 健康保持増進事業費	408,868
6 諸支出金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
7 公債費		20,000
	1 公債費	20,000
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		233,308,200

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 市町村支出金	36,929,386	39,272,678	△2,343,292
2 国庫支出金	77,025,415	79,399,174	△2,373,759
3 県支出金	18,911,112	19,587,815	△676,703
4 支払基金交付金	95,971,015	100,507,509	△4,536,494
5 特別高額医療費共同事業交付金	30,000	44,500	△14,500
6 財産収入	1	0	1
7 繰入金	4,242,382	2,701,133	1,541,249
8 繰越金	20,000	665,217	△645,217
9 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10 諸収入	178,888	193,373	△14,485
歳入合計	233,308,200	242,371,400	△9,063,200

歳出

(単位：千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 総務費	1,053,779	1,056,400	△2,621			1,053,779	
2 保険給付費	231,699,208	240,835,812	△9,136,604	95,840,926		96,169,414	39,688,868
3 県財政安定化基金 拠出金	94,095	88,673	5,422				94,095
4 特別高額医療費共 同事業拠出金	30,250	44,700	△14,450			250	30,000
5 保健事業費	408,868	323,815	85,053	95,602			313,266
6 諸支出金	1,000	1,000	0				1,000
7 公債費	20,000	20,000	0				20,000
8 予備費	1,000	1,000	0			1,000	
歳出合計	233,308,200	242,371,400	△9,063,200	95,936,528	0	97,224,443	40,147,229

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較				
				1 市町村支出金	36,929,386	39,272,678	△2,343,292
				1 市町村負担金	36,929,386	39,272,678	△2,343,292
1 保険料等負担金	18,565,334	20,174,153	△1,608,819				
2 療養給付費負担金	18,364,052	19,098,525	△734,473				
2 国庫支出金	77,025,415	79,399,174	△2,373,759				
1 国庫負担金	55,639,216	57,784,866	△2,145,650				
1 療養給付費負担金	55,092,156	57,295,576	△2,203,420				
2 高額医療費負担金	547,060	489,290	57,770				
2 国庫補助金	21,386,199	21,614,308	△228,109				
1 調整交付金	21,290,597	21,518,594	△227,997				
2 後期高齢者医療制度事業費補助金	95,602	95,714	△112				
3 県支出金	18,911,112	19,587,815	△676,703				
1 県負担金	18,911,112	19,587,815	△676,703				
1 療養給付費負担金	18,364,052	19,098,525	△734,473				
2 高額医療費負担金	547,060	489,290	57,770				
4 支払基金交付金	95,971,015	100,507,509	△4,536,494				
1 支払基金交付金	95,971,015	100,507,509	△4,536,494				
1 後期高齢者交付金	95,971,015	100,507,509	△4,536,494				

節		金額	説明
区	分		
1	保 險 料 等 負 担 金	18,565,334	保険料等負担金 18,565,334
1	現 年 度 分	18,364,052	療養給付費負担金 現年度分 18,364,052
1	現 年 度 分	55,092,156	療養給付費負担金 現年度分 55,092,156
1	高 額 医 療 費 負 担 金	547,060	高額医療費負担金 547,060
1	調 整 交 付 金	21,290,597	普通調整交付金 21,290,597
1	後期高齢者医療制度事業費補助金	95,602	後期高齢者医療制度事業費補助金（健康診査事業分） 95,602
1	現 年 度 分	18,364,052	療養給付費負担金 現年度分 18,364,052
1	高 額 医 療 費 負 担 金	547,060	高額医療費負担金 547,060
1	現 年 度 分	95,971,015	後期高齢者交付金 現年度分 95,971,015

(単位：千円)

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較				
				5 特別高額医療費共同事業交付金	30,000	44,500	△14,500
				1 特別高額医療費共同事業交付金	30,000	44,500	△14,500
1 特別高額医療費共同事業交付金	30,000	44,500	△14,500				
6 財産収入	1	0	1				
1 財産運用収入	1	0	1				
1 利子及び配当金	1	0	1				
7 繰入金	4,242,382	2,701,133	1,541,249				
1 一般会計繰入金	1,045,542	1,048,122	△2,580				
1 一般会計繰入金	1,045,542	1,048,122	△2,580				
2 基金繰入金	3,196,840	1,653,011	1,543,829				
1 基金繰入金	3,196,840	1,653,011	1,543,829				
8 繰越金	20,000	665,217	△645,217				
1 繰越金	20,000	665,217	△645,217				
1 繰越金	20,000	665,217	△645,217				
9 県財政安定化基金借入金	1	1	0				
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0				
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0				
10 諸収入	178,888	193,373	△14,485				
1 預金利子	1,000	1,000	0				
1 預金利子	1,000	1,000	0				

節		区 分	金 額	説 明
1 特別高額医療費共同事業交付金	30,000			
1 利子及び配当金	1	医療財政調整基金運用利子収入	1	
1 事務費繰入金	1,045,542	事務費繰入金	1,045,542	
1 臨時特例基金繰入金	1,937,142	臨時特例基金繰入金	1,937,142	
2 医療財政調整基金繰入金	1,259,698	医療財政調整基金繰入金	1,259,698	
1 繰越金	20,000	前年度繰越金	20,000	
1 県財政安定化基金借入金	1	県財政安定化基金借入金	1	

(単位：千円)

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
2 延滞金、加算金及び過料	2	2	0
1 延滞金	1	1	0
2 過料	1	1	0
3 雑入	177,886	192,371	△14,485
1 第三者納付金	168,399	182,892	△14,493
2 返納金	1	1	0
3 雑入	9,486	9,478	8
歳入合計	233,308,200	242,371,400	△9,063,200

節		金額	説 明
区 分			
1 預	金 利 子	1,000	預金利子 1,000
1 延	滞 金	1	延滞金 1
1 過	料	1	過料 1
1 第 三 者 納 付 金		168,399	第三者納付金 168,399
1 返	納 金	1	返納金 1
1 雑	入	9,486	電算システム回線共有負担金 9,486

(単位: 千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	1,053,779	1,056,400	△2,621			1,053,779	
1 総務管理費	1,053,779	1,056,400	△2,621			1,053,779	
1 一般管理費	1,053,779	1,056,400	△2,621			1,053,779	
				(他) 医療財政調整基金運用利子収入		1	
				(他) 事務費繰入金	1,044,292		
				(他) 電算システム回線共有負担金		9,486	

区 分	金 額	説 明
9 旅費	426	001 業務一般管理費 128,964 普通旅費 426
11 需用費	6,522	消耗品費 446 会場借上料 92
12 役務費	46,637	派遣職員人件費等負担金 128,000
13 委託料	751,589	002 医療給付経費 653,542 印刷製本費 4,969 通信運搬費 22,271
14 使用料及び賃借料	119,620	被保険者証等作成封入封緘業務委託料 29,505 レセプト2次点検業務委託料 133,374
15 工事請負費	500	過誤処理業務委託料 12,800 審査支払システム手数料 31,019
19 負担金、補助及び交付金	128,484	審査支払共同電算手数料 374,243 減額認定証作成業務委託料 3,566 給付関係現金支給処理業務委託料 33,425 人材派遣業務委託料 6,231 文書保管管理委託料 1,554 事務機器保守委託料 101 第三者行為求償事務受益者負担金 484
25 積立金	1	003 保険料賦課経費 947 消耗品費 107 通信運搬費 106 被扶養者情報提供料 734
		004 電算システム経費 270,325 消耗品費 1,000 通信運搬費 24,260 システム構築等業務委託料 21,420 セキュリティ業務委託料 11,803 稼動維持支援等業務委託料 88,704 全国町字ファイル保守業務委託料 380 一括処理サーバ機器保守委託料 2,730 電算システム賃借料 119,528 ネットワーク回線工事費 500
		005 医療財政調整基金経費 1 医療財政調整基金積立金(利子分) 1

2 保険給付費
(単位：千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	231,699,208	240,835,812	△9,136,604	95,840,926		96,169,414	39,688,868
1 療養諸費	224,271,027	230,723,553	△6,452,526	93,155,801		93,449,595	37,665,631
1 療養給付費	216,572,536	222,520,754	△5,948,218	90,352,242		90,609,813	35,610,481
				(国) 療養給付費負担金 現年度分 51,900,667			
				(国) 高額医療費負担金 547,060			
				(国) 普通調整交付金 20,057,232			
				(県) 療養給付費負担金 現年度分 17,300,222			
				(県) 高額医療費負担金 547,060			
				(県) 県財政安定化基金借入金 1			
				(他) 後期高齢者交付金 現年度分 90,411,414			
				(他) 特別高額医療費共同事業交付 金 30,000			
				(他) 第三者納付金 168,399			
2 療養費	1,531,532	1,639,894	△108,362	631,014		639,167	261,351
				(国) 療養給付費負担金 現年度分 366,914			
				(国) 普通調整交付金 141,795			
				(県) 療養給付費負担金 現年度分 122,305			
				(他) 後期高齢者交付金 現年度分 639,167			
3 食事・生活療 養費	4,870,317	5,295,108	△424,791	2,006,738		2,032,666	830,913
				(国) 療養給付費負担金 現年度分 1,166,852			
				(国) 普通調整交付金 450,935			
				(県) 療養給付費負担金 現年度分 388,951			
				(他) 後期高齢者交付金 現年度分 2,032,666			
4 訪問看護療養 費	403,157	434,544	△31,387	165,807		167,949	69,401
				(国) 療養給付費負担金 現年度分 96,411			
				(国) 普通調整交付金 37,259			
				(県) 療養給付費負担金 現年度分 32,137			
				(他) 後期高齢者交付金 現年度分 167,949			
5 特別療養費	1	1	0				1
6 移送費	600	1,053	△453				600

区 分	金 額	説 明	
		001	
19 負担金、補助及び交付金	216,572,536	001 療養給付費 療養給付費	216,572,536 216,572,536
19 負担金、補助及び交付金	1,531,532	001 療養費 療養費	1,531,532 1,531,532
19 負担金、補助及び交付金	4,870,317	001 食事・生活療養費 食事・生活療養費	4,870,317 4,870,317
19 負担金、補助及び交付金	403,157	001 訪問看護療養費 訪問看護療養費	403,157 403,157
19 負担金、補助及び交付金	1	001 特別療養費 特別療養費	1 1
19 負担金、補助及び交付金	600	001 移送費	600

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
7 審査支払手数料	892,884	832,199	60,685				892,884

節		説 明
区 分	金 額	
		移送費 600
13 委託料	892,884	001 審査支払手数料 892,884 審査支払委託料 892,884

2 保険給付費
(単位: 千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 高額療養諸費	6,515,381	9,107,159	△2,591,778	2,685,125		2,719,819	1,110,437
1 高額療養費	6,357,826	8,833,159	△2,475,333	2,619,749		2,653,599	1,084,478
				(国) 療養給付費負担金		現年度分 1,523,298	
				(国) 普通調整交付金		588,685	
				(県) 療養給付費負担金		現年度分 507,766	
				(他) 後期高齢者交付金		現年度分 2,653,599	
2 高額介護合算療養費	157,555	274,000	△116,445	65,376		66,220	25,959
				(国) 療養給付費負担金		現年度分 38,014	
				(国) 普通調整交付金		14,691	
				(県) 療養給付費負担金		現年度分 12,671	
				(他) 後期高齢者交付金		現年度分 66,220	

区 分	金 額	説 明
19 負担金、補助及び交付金	6,357,826	001 高額療養費 高額療養費 6,357,826
19 負担金、補助及び交付金	157,555	001 高額介護合算療養費 高額医療・高額介護合算療養費 157,555

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 その他医療給 付費	912,800	1,005,100	△92,300				912,800
1 葬祭費	912,800	1,005,100	△92,300				912,800

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	912,800	001 葬祭費 葬祭費
		912,800 912,800

3 県財政安定化基金拠出金

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 県財政安定化基金拠出金	94,095	88,673	5,422				94,095
1 県財政安定化基金拠出金	94,095	88,673	5,422				94,095
1 県財政安定化基金拠出金	94,095	88,673	5,422				94,095

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	94,095	001 県財政安定化基金拠出金 財政安定化基金拠出金
		94,095 94,095

4 特別高額医療費共同事業拠出金

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 特別高額医療費共同事業拠出金	30,250	44,700	△14,450			250	30,000
1 特別高額医療費共同事業拠出金	30,250	44,700	△14,450			250	30,000
1 特別高額医療費共同事業拠出金	30,000	44,500	△14,500				30,000
2 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	250	200	50		(他) 事務費繰入金	250 250	

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	30,000	001 特別高額医療費共同事業拠出金 30,000 特別高額医療費共同事業拠出金 30,000
19 負担金、補助及び交付金	250	001 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 250 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 250

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
5 保健事業費	408,868	323,815	85,053	95,602			313,266
1 健康保持増進事業費	408,868	323,815	85,053	95,602			313,266
1 健康診査費	408,868	323,815	85,053	95,602 (国) 後期高齢者医療制度事業費補助金(健康診査事業分) 95,602			313,266

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	408,868	001 健康診査事業費 健康診査業務委託料 408,868

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6 諸支出金	1,000	1,000	0				1,000
1 償還金及び還付加算金	1,000	1,000	0				1,000
1 保険料還付金	900	900	0				900
2 償還金	1	1	0				1
3 還付加算金	99	99	0				99

節		区 分	金 額	説 明
23	償還金利子及び割引料	900	001 保険料還付金 保険料還付金	900 900
23	償還金利子及び割引料	1	001 償還金 償還金	1 1
23	償還金利子及び割引料	99	001 還付加算金 還付加算金	99 99

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
7 公債費	20,000	20,000	0				20,000
1 公債費	20,000	20,000	0				20,000
1 利子	20,000	20,000	0				20,000

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金利子及び割引料	20,000	001 一時借入金利子 20,000 一時借入金利子 20,000

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
8 予備費	1,000	1,000	0			1,000	
1 予備費	1,000	1,000	0			1,000	
1 予備費	1,000	1,000	0	(他) 事務費繰入金		1,000 1,000	

節		区 分	金 額	説 明
				001 予備費 予備費
				1,000 1,000

議会 2 月 定例会

条例・規約改正新旧対照表

- ・ 議案第 1 号関係 専決処分第 3 号
新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第 2 号関係 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例
- ・ 議案第 3 号関係 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関
する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業
等に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第 4 号関係 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例
特例基金条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第 10 号関係 新潟県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約

議案第1号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="174 328 255 355">附 則</p> <p data-bbox="141 392 976 419"><u>(平成22年度以降における普通徴収の保険料賦課の特例規定の適用除外)</u></p> <p data-bbox="103 427 1111 454"><u>第3条の3 平成22年度以降当分の間、第21条及び第22条の規定は、適用しない。</u></p>	<p data-bbox="1227 328 1308 355">附 則</p> <p data-bbox="1193 392 1290 419">(加える)</p>

議案第2号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(所得割率) 第9条 <u>平成22年度及び平成23年度の所得割率は、0.0715とする。</u></p> <p>(均等割額) 第10条 <u>平成22年度及び平成23年度の均等割額は、35,300円とする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例)</u> 第11条 <u>当分の間、平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合には、同条中「第15条又は第16条」とあるのは、「第15条若しくは第16条又は附則第12条若しくは附則第13条」とする。</u></p> <p><u>(平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</u> 第12条 <u>当分の間、平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第2号まで及び第4号の規定による減額がなされない被保険者に限る。)</u>について、<u>法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。</u></p> <p><u>(平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</u> 第13条 <u>当分の間、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の規定を適用する場合には、同条中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。</u></p>	<p>(所得割率) 第9条 <u>平成20年度及び平成21年度の所得割率は、0.0715とする。</u></p> <p>(均等割額) 第10条 <u>平成20年度及び平成21年度の均等割額は、35,300円とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p>

議案第3号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>38時間45分</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>7時間45分</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え<u>7時間45分</u>以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>40時間</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>8時間</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え<u>8時間</u>以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。</p>

議案第3号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。</p> <p>(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。</p>	<p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。</p> <p>(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。</p>

議案第4号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(1) 広域連合が新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号。以下「条例」という。）附則第5条、第9条又は附則第12条の規定により読み替えて適用される条例第16条の規定により被扶養者であった被保険者に係る保険料を減額（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。）第10条第2項の規定により減額される額を除く。）するための財源に充てる場合</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 広域連合が条例第15条第1項第1号の2の規定により均等割額を減額（算定政令第10条第1項の規定により減額される額を除く。）又は条例第15条第2項及び附則第7条の規定により所得割額を減額するための財源に充てる場合</p> <p>(6) 広域連合が条例附則第8条又は附則第10条及び第13条の規定により読み替えて適用される条例第15条第1項第1号の規定により均等割額を減額（算定政令第10条第1項の規定により減額される額を除く。）するための財源に充てる場合</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(1) 平成20年度及び平成21年度における広域連合が行う後期高齢者医療の法第99条第2項の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額（法第99条第1項及び第2項並びに第111条に規定するものを除く。）のための財源に充てる場合</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 平成21年度における広域連合が行う均等割額が7割減額されている被保険者の一部（7割の減額を受ける世帯のうち、被保険者全員が高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者）の被保険者に係る均等割額の減額（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。）第10条第1項に規定する額を除く。）及び基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に係る所得割額の減額のための財源に充てる場合</p> <p>(6) 平成21年度における広域連合が行う均等割額が7割減額されている被保険者（前号の規定による均等割額の減額を受けている者を除く。）に係る均等割額の減額（算定政令第10条第1項に規定する額を除く。）のための財源に充てる場合</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。</p>

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の新旧対照表

新		旧	
別表第1（第2条関係） (略)、出雲崎町、湯沢町（略）、新発田地域老人福祉保健事務組合、加茂市・田上町消防衛生組合（略）		別表第1（第2条関係） (略)、出雲崎町、 <u>川口町</u> 、湯沢町（略）、新発田地域老人福祉保健事務組合、 <u>小千谷地域広域事務組合</u> 、加茂市・田上町消防衛生組合（略）	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	組合市町村等	共同処理する事務	組合市町村等
1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給	(略)、出雲崎町、湯沢町（略）	1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給	(略)、出雲崎町、 <u>川口町</u> 、湯沢町（略）
2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定による公平委員会の設置	<u>十日町市</u> 、 <u>村上市</u> （略）、出雲崎町、湯沢町（略）	2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定による公平委員会の設置	<u>村上市</u> （略）、出雲崎町、 <u>川口町</u> 、湯沢町（略）
3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	<u>十日町市</u> 、 <u>村上市</u> （略）、出雲崎町、湯沢町（略）	3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	<u>村上市</u> （略）、出雲崎町、 <u>川口町</u> 、湯沢町（略）
4 地方公務員法第17条第4項に規定する職員の採用及び昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、出雲崎町、湯沢町（略）	4 地方公務員法第17条第4項に規定する職員の採用及び昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、出雲崎町、 <u>川口町</u> 、湯沢町（略）

新		旧	
5 地方公務員法第39条第2項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、出雲崎町、湯沢町(略)、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、新潟県中越福祉事務組合、下越障害福祉事務組合(略)	5 地方公務員法第39条第2項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、出雲崎町、川口町、湯沢町(略)、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、下越障害福祉事務組合(略)
6 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、出雲崎町、湯沢町(略)	6 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、出雲崎町、川口町、湯沢町(略)
7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第2条に規定する公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償	(略)、出雲崎町、湯沢町(略)	7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第2条に規定する公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償	(略)、出雲崎町、川口町、湯沢町(略)
8 消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条の規定による非常勤消防団員に係る損害補償	(略)、出雲崎町、湯沢町(略)	8 消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条の規定による非常勤消防団員に係る損害補償	(略)、出雲崎町、川口町、湯沢町(略)
9 消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償	(略)、出雲崎町、湯沢町(略)	9 消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償	(略)、出雲崎町、川口町、湯沢町(略)

新		旧	
10 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 6 条の 2 の規定による非常勤水防団員に係る損害補償及び同法第 45 条の規定に基づく水防に従事した者に係る損害補償	(略)、出雲崎町、湯沢町 (略)	10 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 6 条の 2 の規定による非常勤水防団員に係る損害補償及び同法第 45 条の規定に基づく水防に従事した者に係る損害補償	(略)、出雲崎町、川口町、湯沢町 (略)
11 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 1 項（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 28 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による組合市町村等の長の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償	(略)、出雲崎町、湯沢町 (略)	11 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 1 項（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 28 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による組合市町村等の長の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償	(略)、出雲崎町、川口町、湯沢町 (略)
12 消防組織法第 25 条の規定による非常勤消防団員の退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県非常勤消防団員に係る退職報償金の支給	(略)、出雲崎町、湯沢町 (略)	12 消防組織法第 25 条の規定による非常勤消防団員の退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県非常勤消防団員に係る退職報償金の支給	(略)、出雲崎町、川口町、湯沢町 (略)
13 消防団員、水防団員及び消防吏員に対する賞じゅつ金の授与	(略)、出雲崎町、湯沢町 (略)、新発田地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生組合 (略)	13 消防団員、水防団員及び消防吏員に対する賞じゅつ金の授与	(略)、出雲崎町、川口町、湯沢町 (略)、新発田地域広域事務組合、 <u>小千谷地域広域事務組合</u> 、加茂市・田上町消防衛生組合 (略)

新		旧	
14 消防団員及び消防吏員に対する殉職者特別賞じゅつ金の授与	(略)、出雲崎町、湯沢町(略)、新発田地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生組合(略)	14 消防団員及び消防吏員に対する殉職者特別賞じゅつ金の授与	(略)、出雲崎町、川口町、湯沢町(略)、新発田地域広域事務組合、 <u>小千谷地域広域事務組合</u> 、加茂市・田上町消防衛生組合(略)
15 住民の交通事故災害について相互救済を行うための交通災害共済	(略)、出雲崎町、湯沢町(略)	15 住民の交通事故災害について相互救済を行うための交通災害共済	(略)、出雲崎町、 <u>川口町</u> 、湯沢町(略)
16 新潟県自治会館の設置及び管理運営	(略)、出雲崎町、湯沢町(略)	16 新潟県自治会館の設置及び管理運営	(略)、出雲崎町、 <u>川口町</u> 、湯沢町(略)
<p>附 則</p> <p><u>この規約は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。ただし、別表第 2 の 2 の項及び 3 の項の改正規定中「村上市」を「十日町市、村上市」に改める部分並びに同表 5 の項の改正規定中「三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合」の次に「、新潟県中越福祉事務組合」を加える部分は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>			

平成22年2月定例会提出議案の概要

議案番号	件名	主な内容	議案書ページ
1	専決処分について 専決処分第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	被保険者に混乱を生じさせないように、平成20年度、21年度と同様に普通徴収の暫定賦課を行わないこととし、市町村条例改正前に、広域連合条例の改正が必要であったため。(平成21年12月10日：専決処分)	1
2	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	平成22年度及び平成23年度の後期高齢者医療制度の保険料及び平成22年度以降の保険料軽減措置に係る対応について所要の改正を行うもの。	4
3	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	平成20年12月26日に公布された、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行を受け、構成市町村の動向及び意向の確認ができたため、広域連合職員の1週間の勤務時間を38時間45分とする等、所要の改正を行うもの。	6
4	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について	平成22年度以降の保険料軽減措置の継続に係る国補てん財源を臨時特例基金に積み立て、失効期日を平成24年度末にするため、所要の改正を行うもの。	8
5	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金条例の制定について	特別会計において、剰余金が生じる場合に後期高齢者医療財政の健全な運営を図るため、医療財政調整基金の設置について条例を定める。	10
6	平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について	国の第2次補正予算に係る平成22年度保険料軽減財源の受入及び決算見込みに基づいた事務的経費を補正。 補正前 1,519,200千円 補正額 1,857,331千円 補正後 3,376,531千円	12
7	平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	決算見込みに基づいた事務的経費の補正及び前年度繰越金を医療財政調整基金に積立てる。 補正前 248,660,414千円 補正額 2,740,248千円 補正後 251,400,662千円	13
8	平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	歳入歳出総額 1,183,300千円	14
9	平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	歳入歳出総額 233,308,200千円	15
10	新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	長岡市及び川口町の廃置分合に伴い、新潟県市町村総合事務組合の規約を変更するもの。	16

議案第 1 号関係資料

議案第 1 号 専決処分について

専決処分第 3 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
に関する条例の一部改正について

1. 一部改正の理由

被保険者に混乱を生じさせないよう、平成20年度及び平成21年度と同様に、平成22年度以降当分の間、普通徴収の暫定賦課を行わないこととするため、市町村条例改正前に、広域連合条例の改正が必要となり、一部改正を行った。(附則第 3 条の 3)

2. 専決処分とした理由

(1) 議会を招集する時間的余裕がないため

広域連合の医療条例一部改正のためには、広域連合議会の開催が必要であるが、市町村の12月議会が開催されており、市町村議会議員を議員とする広域連合議会の招集が困難であった。

(2) 特に緊急を要するため

広域連合及び市町村における保険料の納付方法に関するガイドブックや広報チラシ配布が予定されており、被保険者の方に不要な混乱を生じさせることのないよう、市町村条例改正前に、広域連合条例の改正を行う必要があった。

以上の理由により、平成21年12月10日付けで専決処分を行ったもの。

議案第 2 号関係資料

議案第 2 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1. 一部改正の理由

平成22年度及び平成23年度の保険料率の改定、ならびに平成22年度以降も平成21年度と同様の低所得者等に係る保険料軽減措置を継続するため、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する。

2. 条例改正の概要

(1) 保険料率の改定 (第9条及び第10条)

平成22・23年度の保険料率について、平成20・21年度の保険料率に据え置く。

均等割額：35,300円(現行と同じ)

所得割率：7.15%(現行と同じ)

(2) 保険料の軽減措置

① 被扶養者軽減 (附則第12条)

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割額の軽減について、制度加入からの期間を問わず、平成22年度以降当分の間継続する。(所得割についても引き続き課さないものとする。)

※ 平成21年度は9割軽減を継続。

② 低所得者軽減 (附則第13条)

均等割が7割軽減される被保険者について、平成22年度以降、当分の間8.5割軽減を継続する。(後期高齢者医療制度の加入者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない世帯については9割軽減。)

※ 平成21年度は9割軽減と8.5割軽減。

3. 施行日

平成22年4月1日

平成22・23年度の保険料率改定(案)について

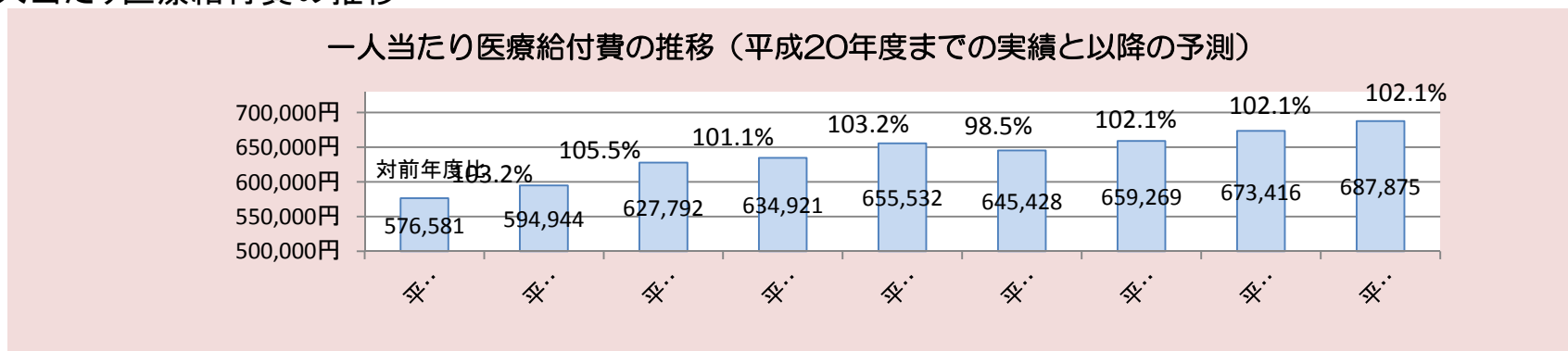
1 保険料のしくみ

医療給付費 (窓口での一部負担金は含みません)					
公費負担 50%			後期高齢者交付金 39.74%		10.26% (高齢者負担率)
国定率負担 3/6 (25%)	調整 交付金 1/6 (8.3%)	県 定率負担 1/6 (8.3%)	市町村 定率負担 1/6 (8.3%)	若年者の支援金 (0~74歳まで)	保険料

都道府県の所得水準に応じて増減されます。

均等割を軽減した保険料について、県3/4、市町村1/4の割合で公的に補填されます。

2 一人当たり医療給付費の推移



※平成22・23年度の一人当たり医療給付費は、各市町村における平成16年度から20年度の一人当たり医療給付費の平均の伸び率に基づいて算定しています。

(円)	平成20年度 (12か月分)	平成20年度 (11か月)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	特定期間平均
前回予測	677,260	620,822	699,477	-	-	660,150 (H20~21)
実績と今回予測	645,428	586,284	659,269	673,416	687,875	680,646 (H22~23)
差	-31,832	-34,538	-40,208	-	-	20,496 円の増加

3 保険料率算定の基本的な考え方について

(1) 保険料の賦課方法

- ・ 広域連合では、制度の安定した財政運営を確保するために、2年単位で費用と収入を見込んで保険料率を算定する。
 - ・ 広域連合内は、均一保険料率。
 - ・ 保険料は、「受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分（均等割）」
と「被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分（所得割）」で構成し、個人単位で賦課。
 - ・ 均等割と所得割の比率は、59：41（平成20・21年度は56：44）。
（新潟県の被保険者1人当たり平均所得と全国平均所得との係数で決定。）
 - ・ 所得割の額は、被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等（旧ただし書き所得）をもとに算定する。
 - ・ 高齢者負担率（高齢者が保険料として負担すべき割合）は10.26%（平成20・21年度は10.00%）。
 - ・ 賦課限度額は50万円。
- ※ 下線部は現行料率算定時との変更点

保険料算定の基礎となる賦課総額は、平成22・23年度の後期高齢者医療に要する費用の見込額の合計額を算出し、ここから収入の見込額の合計額を控除して得た額（保険料収納必要額）を予定保険料収納率で除して算定する。

- ◎ 費用については以下のようなものがあります。(2年間の合計)
- ・被保険者に係る療養の給付等に要する費用から、一部負担金に相当する費用を控除した額 [約 4,705 億円]
 - ・財政安定化基金拠出金・・・拠出率0.04%で算定。
[約 2 億円]
 - ・保健事業に要する費用 [約 6 億円]
 - ・審査支払手数料 [約 18 億円]
 - ・葬祭費 [約 19 億円]
- 費用見込額の合計 【約 4,750 億円】

- ◎ 収入については以下のようなものがあります。(2年間の合計)
- ・国庫負担金 (高額医療費公費負担を含む) [約 1,138 億円]
 - ・調整交付金 [約 436 億円]
 - ・県負担金 (高額医療費公費負担を含む) [約 387 億円]
 - ・市町村負担金 [約 376 億円]
 - ・後期高齢者交付金 [約 1,964 億円]
 - ・その他(第三者納付金等) [約 4 億円]
- 収入見込額の合計 【約 4,305 億円】

(2) 新潟県の試算保険料(2年間の合計)

費用 約 4,750 億円	—	収入 約 4,305 億円	=	保険料収納必要額 約 445 億円
保険料収納必要額 約 445 億円	÷	予定収納率 99.63%	=	賦課総額 約 446 億円

【 被保険者数 約 34.6万人(2年間の平均) 】

均等割額	38,100円
所得割率	7.45%
1人当り保険料	64,562円

(参考)

	平成 21 年度	平成 22・23 年度試算	比較
均等割額	35,300円	38,100円	2,800円
所得割率	7.15%	7.45%	0.3%
一人当たり 保険料額	61,486円	64,562円	3,076円

4 平成22・23年度保険料率について(案)

- 平成22・23年度保険料率について、被保険者の方々に不安や混乱を生じさせることのないよう、以下のとおり、平成20・21年度の保険料率に据え置く。

【平成22・23年度 後期高齢者医療保険料率】

均等割額	35,300円 (現行と同じ)
所得割率	7.15% (現行と同じ)
1人当り保険料	60,858円

(参考)

「後期高齢者医療制度の保険料率の改定に係る留意点について(平成21年12月24日 厚生労働省保険局高齢者医療課長)」

「現行制度を廃止するまでの間、高齢者の方々に不安や混乱を生じさせることのないよう、可能な限り負担の増加を抑制すること」

「そのための対応として…広域連合における剰余金を活用」等を行うこと。

- 保険料率を据え置くための財源

平成20・21年度の保険料率に据え置くために、

平成20年度決算の剰余金を活用する。

◎財源として2年間で約26億円必要。

【平成22・23年度 後期高齢者医療保険料の軽減措置】

【低所得者の均等割額の軽減措置】

- ・9割軽減 年額 3,530円(月額 294円)・・・約54,700人 [16%]
- ・8.5割軽減 年額 5,295円(月額 441円)・・・約49,000人 [14%]
- ・5割軽減 年額 17,650円(月額 1,470円)・・・約10,400人 [3%]
- ・2割軽減 年額 28,240円(月額 2,353円)・・・約23,300人 [7%]

【低所得者の所得割額の軽減措置】

- ・5割軽減(賦課する所得金額58万円以下)・・・約29,700人 [9%]

【被扶養者の均等割額の軽減措置】

- ・9割軽減 年額 3,530円(月額 294円)・・・約75,400人 [22%]

※上記[]内は2年間の平均被保険者数に対する構成率

議案第3号関係資料

議案第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1. 一部改正の理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成20年12月26日公布）を受け、構成市町村の動向及び意向の確認ができたため、広域連合職員の勤務時間について所要の改正を行うもの。

2. 条例改正の概要

- (1) 1日の勤務時間を8時間から7時間45分に、1週間の勤務時間を40時間から38時間45分に改正するもの。
- (2) 上記1に伴い、育児短時間勤務職員についても勤務時間を短縮するもの。

3. 改正する条例

- (1) 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- (2) 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例

4. 施行日

平成22年4月1日

5. 条例改正の具体的内容

第1条 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

項目	内容	関係条項
1週間の勤務時間	「40時間」から「38時間45分」に改める。	第2条
1日の勤務時間	「8時間」から「7時間45分」に改める。	第3条第2項
休憩時間を短縮できる場合の要件	1日の勤務時間が6時間を超えて「8時間」以下であったところを「7時間45分」以下に改める。	第6条第2項

第2条 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正

項目	内容	関係条項
育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間	「20時間、24時間又は25時間」から「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。	第9条

議案第 4 号関係資料

議案第 4 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金 条例の一部改正について

1. 一部改正の理由

平成 22 年度以降の保険料軽減措置の継続に係る国補てん財源を臨時特例基金に積み立て、失効期日を平成 24 年度末にするため、所要の改正を行うもの。

2. 条例改正の概要

(1) 平成 22 年度以降の保険料軽減措置の継続に係るもの
以下の場合に、基金を処分するものとする。

① 被扶養者軽減（第 6 条第 1 号）

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割 9 割の軽減の場合。

② 低所得者軽減（第 6 条第 5 号）

均等割が 7 割軽減される被保険者で、後期高齢者医療制度の加入者全員が年金収入 80 万円以下でその他の所得がない世帯について、9 割軽減の場合。

賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下の被保険者について、所得割 5 割軽減の場合。

③ 低所得者軽減（第 6 条第 6 号）

均等割が 7 割軽減される被保険者について、8.5 割軽減の場合。

(2) 失効期日の変更（附則第 2 項）

平成 22 年度末から平成 24 年度末に改正する。

3. 施行日

公布の日

議案第5号関係資料

議案第5号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金条例の制定について

1. 条例制定の趣旨

後期高齢者医療に係る財政の健全な運営を図るため、剰余金を積み立てる必要が生じたことから後期高齢者医療財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

2. 条例制定の概要

(1) 積立て

毎年度基金として積み立てる額は、後期高齢者医療特別会計予算において定める額とする。

(2) 処分

基金は、設置目的に従い使用する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

3. 施行日

公布の日

議案第6号関係資料

議案第6号 平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第2号) について

【補正予算額】 18億5,733万1千円 増額

【補正理由】

国の第2次補正予算に係る平成22年度保険料軽減の補填財源の受入及び
決算見込みに基づいた事務的経費を計上する。

【主な歳入予算】(予算書5頁から6頁)

(単位:千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	説明
分担金及び負担金	1,123,500	△187,000	936,500	・共通経費負担金 ※別紙1参照
国庫支出金	315,400	1,937,142	2,252,542	・高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 (平成22年度保険料軽減分)
繰越金	28,606	107,189	135,795	前年度繰越金
歳入合計	1,519,200	1,857,331	3,376,531	

注意: 主な項目及び金額のみ表示しているため表中計算結果と合計金額等は一致していません。

なお、議案第6号～第9号関係資料中の表において、同様の扱いとします。

【主な歳出予算】(予算書7頁から8頁)

(単位:千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	説明
総務費	1,517,328	1,857,331	3,374,659	①一般管理費……………△79,811 ・広報等作成業務委託料 ……………△36,811 ・特別会計事務費繰出金 (電算システム経費) ……………△43,000 ②臨時特例基金事業費 ……………1,937,142 ・臨時特例基金積立金 (歳入の国庫支出金を同額積立)
歳出合計	1,519,200	1,857,331	3,376,531	

別紙1(議案第6号参考資料)

平成21年度 広域連合共通経費負担金内訳資料

(単位：千円)

	市町村	共通経費負担金		
		補正前	補正額	補正後
1	新潟市	314,220	△ 50,688	263,532
2	長岡市	119,717	△ 19,915	99,802
3	三条市	46,522	△ 7,663	38,859
4	柏崎市	44,264	△ 7,475	36,789
5	新発田市	47,340	△ 7,938	39,402
6	小千谷市	21,118	△ 3,567	17,551
7	加茂市	17,339	△ 2,926	14,413
8	十日町市	32,976	△ 5,649	27,327
9	見附市	21,293	△ 3,482	17,811
10	村上市	35,887	△ 6,123	29,764
11	燕市	36,534	△ 6,003	30,531
12	糸魚川市	27,417	△ 4,697	22,720
13	妙高市	20,704	△ 3,577	17,127
14	五泉市	28,549	△ 4,854	23,695
15	上越市	91,430	△ 15,351	76,079
16	阿賀野市	23,852	△ 3,999	19,853
17	佐渡市	38,436	△ 6,670	31,766
18	魚沼市	23,328	△ 3,973	19,355
19	南魚沼市	31,264	△ 5,304	25,960
20	胎内市	17,766	△ 3,061	14,705
21	聖籠町	8,984	△ 1,495	7,489
22	弥彦村	7,113	△ 1,137	5,976
23	田上町	9,083	△ 1,534	7,549
24	阿賀町	11,600	△ 2,006	9,594
25	出雲崎町	6,563	△ 1,114	5,449
26	川口町	6,093	△ 1,033	5,060
27	湯沢町	7,389	△ 1,232	6,157
28	津南町	9,919	△ 1,723	8,196
29	刈羽村	5,819	△ 979	4,840
30	関川村	7,153	△ 1,194	5,959
31	粟島浦村	3,841	△ 636	3,205
	合計	1,123,513	△ 186,998	936,515

注意：市町村ごとの千円単位端数切り上げ表示のため、予算額とは一致しません。

議案第7号関係資料

議案第7号 平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計補正予算（第2号）について

【補正予算額】27億4,024万8千円 増額

【補正理由】

決算見込みに基づいた事務的経費の補正及び前年度繰越金を医療財政調整基金に積立てる。

【主な歳入予算】(予算書5頁から6頁)

(単位:千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	説明
繰入金	3,016,133	△43,000	2,973,133	・事務費繰入金
繰越金	6,895,085	2,783,248	9,678,333	・前年度繰越金
歳入合計	248,660,414	2,740,248	251,400,662	

【主な歳出予算】(予算書7頁から10頁)

(単位:千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	説明
総務費	1,056,900	2,727,000	3,783,900	・電算システム経費・・・△43,000 (電算事務費の決算見込みに基づく減額) ・医療財政調整基金経費 ・・・2,770,000 (繰越金から必要経費を控除し、残額を基金に積立て、翌年度以降の保険給付費等に充当する)
諸支出金	6,289,514	13,248	6,302,762	・保険料還付金……………13,047 ・還付加算金……………201 (市町村で一旦支出した過年度保険料還付金、還付加算金を、広域連合が支出するために必要額を追加計上)
歳出合計	248,660,414	2,740,248	251,400,662	

議案第8号関係資料

議案第8号 平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

【予算総額】11億8,330万円（対前年度 △1.7%）

後期高齢者医療に関する事務及び全般的な事務を行うための経費を計上し、その経費は構成市町村の共通経費負担金等で賄われている。

【主な歳入予算】(予算書5頁から6頁)

(単位:千円)

款項目	本年度予算	前年度予算	比較	説明
分担金及び負担金	1,158,900	1,123,500	35,400	・共通経費負担金 ※別紙2参照【A】
国庫支出金	4,650	400	4,250	・後期高齢者医療制度事業費補助金(医療費適正化事業分)
繰入金	0	50,150	△50,150	制度周知等のための臨時特例基金活用事業の終了により皆減
歳入合計	1,183,300	1,204,200	△20,900	

【主な歳出予算】(予算書7頁から18頁)

(単位:千円)

款項目	本年度予算	前年度予算	比較	説明
総務費	1,181,500	1,202,328	△20,828	①一般管理費……………1,097,221 ・事務局維持運営費……………51,679 ・特別会計事務費繰出金 (医療給付事務費) ……1,045,542 ②職員派遣関係経費……………73,738 ・総務課等職員人件費負担金ほか ③後期高齢者医療制度事業費 (補助分)……………9,300 ・ジェネリック医薬品希望カード 購入経費等
歳出合計	1,183,300	1,204,200	△20,900	

議案第9号関係資料

議案第9号 平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算について

【予算総額】2,333億820万円（対前年度 △3.7%）

平成22年度の保険給付費等の見込額は、料率改定作業に伴い、改めて平成20年度までの実績に基づいて計算した結果、一人当たり医療費が平成21年度の計画額を下回る事となったため、本年度予算は前年度予算と比べて減額となる。

【主な歳入予算】(予算書5頁から10頁)

(単位:千円)

款項目	本年度予算	前年度予算	比較	説明
市町村支出金	36,929,386	39,272,678	△2,343,292	
保険料等負担金	18,565,334	20,174,153	△1,608,819	・保険料徴収分+軽減分負担金 〔現行保険料率で算出〕 ※別紙2【C、D】参照
療養給付費負担金	18,364,052	19,098,525	△734,473	・療養給付費負担金(1/12) ※別紙2【B】参照
国庫支出金	77,025,415	79,399,174	△2,373,759	・療養給付費負担金(3/12) ・高額医療費負担金 ・普通調整交付金(1/12)
県支出金	18,911,112	19,587,815	△676,703	・療養給付費負担金(1/12) ・高額医療費負担金
支払基金交付金	95,971,015	100,507,509	△4,536,494	・後期高齢者交付金(約40%)
繰入金	4,242,382	2,701,133	1,541,249	・事務費繰入金 1,045,542 (医療給付事務費等の事務経費財源) ・臨時特例基金繰入金 1,937,142 (保険料軽減分への補填財源) ・医療財政調整基金繰入金 1,259,698 (保険料上昇抑制対応の財源)
歳入合計	233,308,200	242,371,400	△9,063,200	

【主な歳出予算】(予算書11頁から32頁)

(単位:千円)

款項目	本年度予算	前年度予算	比較	説明
総務費	1,053,779	1,056,400	△2,621	・医療給付事務費等各種事務費
保険給付費	231,699,208	240,835,812	△9,136,604	・療養給付費等、高額療養費等
保健事業費	408,868	323,815	85,053	・健康診査委託料(市町村向け)
歳出合計	233,308,200	242,371,400	△9,063,200	

平成22年度予算における市町村負担金見込一覧

(単位:千円)

	市町村	共通経費 負担金【A】	療養給付費 負担金【B】	保険料等負担金 (保険基盤安定市町 村繰出金【C】)	保険料等負担金 (徴収分)【D】
1	新潟市	326,240	5,433,564	275,845	5,467,862
2	長岡市	126,150	2,013,960	124,701	1,827,527
3	三条市	48,211	734,350	47,809	608,714
4	柏崎市	45,651	681,769	47,497	662,623
5	新発田市	48,883	732,201	51,007	609,607
6	小千谷市	21,844	334,028	19,952	244,540
7	加茂市	17,961	273,019	16,038	201,356
8	十日町市	33,941	563,708	40,776	342,652
9	見附市	22,166	321,591	19,637	234,563
10	村上市	36,956	656,512	42,472	425,078
11	燕市	37,906	552,874	34,488	455,083
12	糸魚川市	28,240	445,279	28,364	406,947
13	妙高市	21,319	392,500	18,774	272,186
14	五泉市	29,447	470,967	31,065	308,049
15	上越市	94,271	1,718,458	92,927	1,322,306
16	阿賀野市	24,692	355,230	26,277	194,545
17	佐渡市	39,434	741,168	55,696	459,917
18	魚沼市	24,075	358,336	26,195	215,487
19	南魚沼市	32,249	527,334	32,153	314,420
20	胎内市	18,322	248,488	17,516	169,607
21	聖籠町	9,392	80,161	5,985	41,537
22	弥彦村	7,520	54,578	3,949	39,787
23	田上町	9,466	101,678	5,870	68,873
24	阿賀町	11,997	201,593	13,244	107,801
25	出雲崎町	6,868	60,018	4,659	42,990
26	川口町	(6,386)	(49,408)	(3,434)	(22,827)
27	湯沢町	7,744	57,508	4,203	61,920
28	津南町	10,267	125,346	9,599	79,393
29	刈羽村	6,114	42,147	3,034	28,709
30	関川村	7,499	77,814	6,061	36,156
31	粟島浦村	4,091	7,914	436	1,928
	合計	1,158,916	18,364,093	1,106,229	15,252,163
	連合予算額	1,158,900	18,364,052	18,565,334	

注1)A及びB欄の合計額は、市町村毎の千円切り上げのため広域連合の予算書計上額と一致しません。

注2)C及びD欄の額は、保険料等負担金の一部であるため広域連合の予算書計上額と一致しません。

※ 川口町分は長岡市に加算しています。

議案第10号関係資料

議案第10号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

1. 規約変更議案を提案する理由

平成22年3月31日付けで長岡市及び川口町が廃置分合すること等に伴い、新潟県市町村総合事務組合の規約を変更することから、構成団体である本広域連合においても当該事務組合規約の変更について議決が必要なため。

2. 規約変更の概要

(1)新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少

- ①川口町を脱退させる。
- ②小千谷地域広域事務組合を脱退させる。

(2)新潟県市町村総合事務組合が行う共同処理事務への加入

- ①十日町市の公平委員会に関する事務を共同処理する。
- ②新潟県中越福祉事務組合の職員の研修に関する事務を共同処理する。

3. 施行日

平成22年3月31日から施行する。ただし、上記2の(2)については、平成22年4月1日から施行する。